

新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した 医療機関等に対する重点医療機関の指定について

令和3年1月8日

1 概要

院内感染により、当該医療機関の病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、県が認めた期間に限り重点医療機関として指定されたものとみなすことができるとされており、その指定の要件等について定めるものである。

2 重点医療機関の指定について

県は指定要件を満たす対象医療機関について、厚生労働省と協議の上、重点医療機関として指定する。

3 指定要件

次の要件をすべて満たす医療機関を対象医療機関とする。

- (1)院内感染によりクラスターが発生した医療機関等であること。
- (2)病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たすこと。なお、濃厚接触者又は疑い患者を入院させる病棟についてゾーニング等を行い運用し、検査により陽性が判明した後、コロナ患者受入病院へ入院するまでの数日間のみ入院させる場合については、重点医療機関の指定の対象外とする。

4 指定期間

重点医療機関の指定期間は、院内で新型コロナ患者が確認された後、病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行った期間として、県が認めた期間とする。(ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間とする。)

5 空床確保料

重点医療機関としてみなされた医療機関は、県が認めた期日に遡及して、県が認めた期間に限り、重点医療機関の空床確保の補助を受けることができる。なお、療養病床の医療機関についても、同様とする。また、既に本事業以外で病床確保料を受けている場合には、その額は減額となる。

(1)対象病床

院内感染発生時の空床及び専用病棟化のために休止とした病床

(2)補助額

「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金実施要領」における、「重点医療機関である一般病院」の区分を適用する。